

所管部課		まちづくり部都市基盤課		部長		佐藤 達也	
件 名		東大和市自転車等放置防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市公告式条例 東大和市自転車等放置防止等に関する条例					
	部課機関						
1. 要 旨 東大和市公告式条例の改正に伴い、自転車等放置禁止区域の指定の公示を掲示場掲示から原則インターネット掲示とするものである。 (1) 主な改正内容 第3条を「東大和市公告式条例の例により公示する」と改める。 (2) 施行日 令和8年5月21日							
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 総務課において事前審査済み							
3. 留意事項 (問題点等)							
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。							
5. 審議結果 決定							